

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域における当該病原体の付着した物件等の処理作業に従事した職員に対して支給する感染症予防救済従事者手当の額を改定することにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和5年6月13日）から施行することにしました。

（総務局人事部給与課）